

## 道路整備財源の確保に関する意見書

道路は住民にとって、生活を支え、命の基盤となる重要な社会資本である。公共交通機関の利便性が低く、自動車に頼らざるを得ない本県にとって、地域間を連絡する幹線道路や防災・救急医療・通勤・通学等のための生活道路の整備が著しく立ち遅れていることは、様々な面で県民生活における大きな支障となっている。

そもそも、東九州自動車道をはじめとする高速道路ネットワークの整備は、教育・福祉・医療などと同様に国が保障すべき基礎的サービスであると同時に、全国の主要な地域をつなげ、地域間格差をなくすための基礎的インフラであることから、公平性を確保する上でも、国土政策として国の責任において早期に整備を完了させるべきものである。

このような中、国においては、5月に閣議決定した「道路特定財源等に関する基本方針」を受けて、道路特定財源の一般財源化の議論を進めてきたところであるが、地方道路整備臨時交付金にかわって、新たに創設する交付金の財源については、「これまで道路特定財源が充てられていた道路整備費等の見直しにより財源を捻出する」こととされており、直轄事業や補助事業への影響を考慮すると、本県の今後の道路整備への影響が懸念される。

よって国におかれては、本県のような著しく遅れている地方の道路整備が着実に行われるための財源を十分確保されるよう、次の措置を講じられることを強く要望する。

1. 国土の骨格を形成する東九州自動車道、九州横断自動車道延岡線などの高速道路ネットワークは、国家戦略として国の責任において優先的に取り組むこと。
2. 道路整備財源については、地方の道路整備が着実に促進されるよう十分確保するとともに、道路整備のニーズが高いところへ重点的に配分される仕組みとすること。
3. 新たな交付金を創設するために確保する一兆円は、直轄事業や補助事業の枠を減らすことなく、これら以外から確保すること。
4. 地方における財政的な負担を軽減するため、今年度創設された地方道路整備臨時貸付金制度を継続・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	江田五郎	様
内閣総理大臣	麻生太郎	様
総務大臣	鳩山邦夫	様
財務大臣	中川昭一	様
国土交通大臣	金子一義	様
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	与謝野馨	様